

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
放射性医薬品	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	52条4項	—	9,019,080	—					
保存血液	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	日本赤十字社中四国ブ ロック血液センター 広島県広島市中区千 代田町2丁目5-5	52条4項	—	3,787,924	—					
高度放射線治療装置保守	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	シーメンスヘルスケア 株式会社岡山営業所 岡山県岡山市北区下 伊福2-6-3	52条4項	—	14,040,000	—					
水道料金	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	松江市上下水道局 島根県松江市学園南 一丁目17番24号	52条6項	—	12,564,372	—					
在宅酸素療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区霞が 関3丁目2番1号	52条4項	—	28,306,098	—					
在宅人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区霞が 関3丁目2番1号	52条4項	—	19,159,416	—					
在宅持続陽圧呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区霞が 関3丁目2番1号	52条4項	—	6,885,756	—					

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

(別紙4)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
院内人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	帝人在宅医療(株) 東京都千代田区霞が関3丁目2番1号	52条4項	-	3,063,096	-					
在宅持続陽圧呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フィリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南二丁目13番37号	52条4項	-	23,016,960	-					
在宅人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フィリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南二丁目13番37号	52条4項	-	10,600,200	-					
院内人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フィリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南二丁目13番37号	52条4項	-	45,762,494	-					
在宅排痰補助装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フィリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南二丁目13番37号	52条4項	-	1,505,520	-					
在宅酸素療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フィリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南二丁目13番37号	52条4項	-	2,397,600	-					
院内人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	株式会社チェスト 広島県広島市西区三滝町12-35	52条4項	-	19,388,160	-					

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

(別紙4)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
在宅人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	株式会社チェスト 広島県広島市西区三 滝町12-35	52条4項	-	11,016,000	-					
在宅酸素療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フクダライフテック中国 (株) 岡山県岡山市北区今 八丁目11番14号	52条4項	-	34,942,321	-					
在宅持続陽圧呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フクダライフテック中国 (株) 岡山県岡山市北区今 八丁目11番14号	52条4項	-	4,493,880	-					
在宅人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フクダライフテック中国 (株) 岡山県岡山市北区今 八丁目11番14号	52条4項	-	12,516,120	-					
院内人工呼吸療法装置賃貸借	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.31	フクダライフテック中国 (株) 岡山県岡山市北区今 八丁目11番14号	52条4項	-	4,801,680	-					
ファイルサーバー用ストレージ 増設	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31	H28.3.30	株式会社ミック島根県 松江市学園南二丁目 10番14号	52条5項	-	1,242,000	-					
	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31											
	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター院長事務 代理 副院長 矢野 修一 島根県松江市上乃木5-8-31											

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤従業員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。